

2015くらしのサポーター通信

くらしのサポーター活動報告

ハイライト:

- 今月のテーマ
 - ・くらしのサポーター活動報告
 - ・後を絶たない、まつ毛エクステンションの危害
 - ・「消費者ホットライン」188番の案内開始について
- お知らせ
- くらしのコラム
 - 1千円
 - ～千円でよいか～

平成26年度には、358名のくらしのサポーターの皆様に御活動いただきました。御提出いただいた活動報告の一部を御紹介しますので、今後の活動の参考にしてください。

1 「伝えるサポーター」活動

● 消費者情報センター等からの情報を、周りの消費者（家族、友人、近所、職場等）に伝えた。

- ・特殊詐欺、食品偽装について、家族と子ども一家に伝えた。
- ・老人会でチラシを配布して、悪質商法について説明した。
- ・訪問販売の被害防止について地域の人に話した。
- ・くらしのサポーター通信やメールマガジンの情報を消費者協会の会員に周知した。

● 周りの消費者の相談やニーズを消費者情報センターにつないだ。

- ・一人暮らしの高齢者が、プロバイダの契約トラブルで困っていたので、消費者情報センターにつないだ。
- ・高齢者宅への健康食品の電話勧誘が多いので、消費者情報センターに相談するように助言した。

2 「学ぶサポーター」活動

● くらしのサポーター研修等を受講した。

- ・くらしのサポーター研修会・・・大森先生、酒井先生に、紙芝居やロールプレイ等での実践的な啓発の方法について学びました。また、「悪質業者にまけんぞう！スゴロク」を行いました。
- ・くらしのサポーター・消費生活コーディネーター交流会・・・片山先生、長尾先生を講師に迎え、サポーターとコーディネーターの皆様の地域での啓発活動を推進するため、グループワーク等を行いました。

● 消費生活等に関する学習会や交流会に参加した。

- ・消費者まつり・・・消費者宣言（活動発表）、長見先生の講演等。
- ・くらしイキイキ講座・・・資産運用上の注意点や特殊詐欺被害防止のポイント等について、警察等関係機関と連携して、セミナーを開催。



- ・消費者問題県民大会・・・くらしのサポーター表彰式、消費生活コーディネーター表彰式・認定式、「街角コンシューマー・カフェ」開催報告、浜遊亭美波氏の啓発落語等。

3 「活動するサポーター」活動

- **周りの消費者（家族、友人、近所、職場など）の簡易な相談などに対応した。**
 - ・以前、投資詐欺にあった高齢者に、被害回復の弁護団に加わらないかと電話があり、業者の来訪に立ち会ったが、詐欺であるようなので断った（投資詐欺の二次被害を防止）。
 - ・個人情報が出ているという電話があったというので、留守電にしておくことで業者は録音されることを嫌うので防げると助言した。
- **消費生活に関するモニター調査・パブリックコメントやシンポジウム等で消費者として意見を発表した。県等が行っている消費者行政の推進に協力した。**
 - ・警察の人と一緒に、振り込め詐欺の街頭啓発をしている。
 - ・友愛訪問員の方々に、消費者問題に関心を持ってもらうために、寸劇等で啓発した。
 - ・町の社会福祉大会で、振り込め詐欺防止チラシ配布した。
 - ・趣味の教室で「くらしのサポーター」を勧誘し、サポーターになってもらった。
- **学習グループ活動をした。**
 - ・消費者のつどいで、悪質商法お断り音頭、振り込め詐欺防止おどりをを行った。
 - ・廃油で石けん作りをした。
 - ・サポーター研修会で配布してもらったスゴロクを使って学習した。

4 「教えるサポーター」活動

- **消費生活等に関する講座の講師をした。**
 - ・民生委員やケースワーカーに、最近の悪質商法や消費者トラブルについて話した。
 - ・大学生を対象にインチキ商法の事例等について、発表・説明した。
 - ・認知症サポーター養成講座で、高齢者の消費者被害・トラブルについて必ず講義でふれて、受講生に消費生活上の注意点を説明している。
- **地域の消費生活に関する学習グループを主宰するなど消費者啓発を実施した。**
 - ・エコバッグでの買いものやジェネリック薬品について、勉強会を実施した。
 - ・寸劇「あなたの銀行口座が凍結されます」を実施した。
 - ・消費者教育推進法についてのDVDをみんなで見て、意見交換を行った。

～感想や意見～

- ・各市町村でのサポーター活動が分からない。交流があればより良いと思う。
- ・認知症・高齢者消費者被害と認知症サポーターの活動を行っている。消費者協会の会員としても活動している。
- ・少子高齢化で田畑は耕作者が高齢のため、耕作放棄地が目立つようになった。地域で暮らしていて良かったと思えるように、安心安全な社会作りに役立ちたいと思っている。

後を絶たない、まつげエクステーションの危害

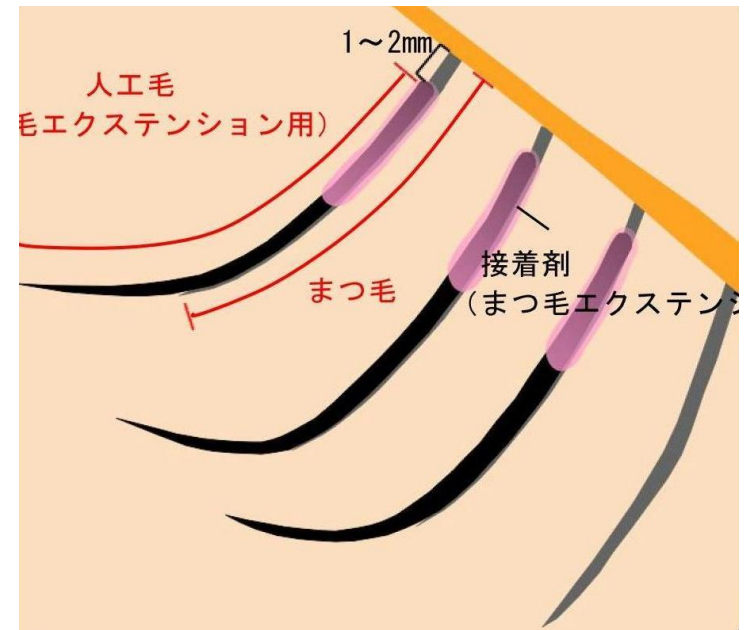
まつ毛エクステーションは、まつ毛を長く濃く見せるために行うメイクアップ技術で、接着剤を用いて、まつ毛に類似した人口毛をまぶたから1～2mmほど離してまつ毛に装着するものですが、施術を受けた人の25%が異変や違和感を経験*するなど健康被害のリスクがあります。*国民生活センター実施のアンケートによる。

1 まつ毛エクステーションによる危害

【事例1】施術中から液が目にしみて、施術後、目が痛くて充血し涙がとまらない。施術者は、美容師免許のない素人だった。

【事例2】施術の翌日に目が腫れ、医師の診察でエクステーションに使用した接着剤が原因のアレルギーと言われた。

アンケートでは、「目の痛み、異物感（ゴロゴロする）」が46.0%、「目、まぶたのかゆみ」が31.2%、「目の充血」が26.0%と多くなっています。



2 施術に用いられる接着剤について

厚生労働省による調査では、まつげエクステーションによる眼障害と思われる患者を診察した医師15人に、その原因について尋ねていますが、「接着剤」と回答した人が66.7%、「アレルギー」が26.7%、「人口まつ毛」が13.3%となっています。

このように、まつげエクステーションによる危害の一因として、接着剤が考えられますが、接着剤については、業界団体による自主基準はあるものの、法的な規制はありません。

3 消費者へのアドバイス

国民生活センターが実施したテストでは、施術に用いられる接着剤にアレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれや眼刺激性のある物質が配合されていることが確認されました。

まつげエクステーションの施術を受ける場合には、施術所が保健所に美容所として届出されていることや、施術者が美容師の資格を持っているか確認しましょう。また、施術により、目やその周辺に異常を感じた場合には、直ちに医療機関を受診しましょう。

「消費者ホットライン」188番の案内開始について

平成27年7月1日から、消費生活相談窓口等を案内する「消費者ホットライン」は、3桁の電話番号 **188番**での案内を開始します。0570-064-370も引き続き利用できます。

消費者ホットラインは、お住まいの地域の市町村の消費生活センターや消費生活相談窓口を案内します。市町村、都道府県又は国民生活センターいずれかの窓口が対応することにより、年末年始を除いて原則、毎日御利用いただけます。

「嫌や！（イヤヤ！）泣き寝入り！！」と覚えてください。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

電子メール

t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

くらしのサポーター通信はこちら

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/supporthp/>



「消費者教育推進大使」
すだちくん

くらしのコラム

1千円～千円でよいか～

書くときに1千円は千円でよいのではないか。拾円なら1拾円、百円を1百円とは書かない。だが、1万円を万円とは書かない。千円は両方とも使い、万以上は1を付けているようだ。

和数字壹貳參四五六七八九拾 洋数字0123456789
であるので、和数字では初めて、二桁で拾が使われ、2拾からは2回目の意味。洋数字では0をすでに使っているの、10のときに1が付く。和数字は位があがるときに一々新しい用語がつくられて、それを1回目とは書かなく、2回目から2百のように書く。

万以上は使用の頻度が低く数字との指示が必要だった。百拾は明らかに数字と理解し、千くらいが分かれ目だったのか？。

くらしのサポーター 三原茂雄

お知らせ

消費者大学校 公開講座の各県民局での視聴について

県民の皆様は消費者問題への理解を深めていただくため、テレビ会議システムにより、消費者大学校 公開講座を南部、西部各県民局で中継します。

1 日 時

①平成27年7月25日(土) 10:00～12:00

「くらしと法律」

講師 弁護士・徳島弁護士会消費者問題対策委員会
委員長 篠原 健 氏

②平成27年8月1日(土) 10:00～12:00

「暮らしの情報」

講師 四国大学短期大学部 准教授 加渡 いづみ 氏

2 会 場

南部総合県民局美波庁舎 301会議室
(海部郡美波町奥河内字弁才天17の1)

西部総合県民局美馬庁舎 中会議室
(美馬市脇町大字猪尻建神社下南73)

公開講座終了後、消費生活コーディネーターによるミニ講座を引き続き開催します。(12:00～12:30)

申込み・問合せ 消費者情報センター TEL088-623-0612



くらしのサポーター担当者より
日本年金機構から約125万人分の年金情報が流出した問題で、県外では、70代の女性が、「日本年金機構」に類似した団体の職員を名乗る者に、300万円をだまし取られる被害が出るなどしています。

公的機関が、年金情報の流出について、個人のお宅へ電話することはありません。不審に感じたら、まずは徳島県消費者情報センターへご相談ください。